

## よくあるご質問（海外滞在者の方へ）

**Q： 海外に滞在しており、帰国できなかつたため、日本国の運転免許が失効してしまつた。**

A： 運転免許の更新はできませんが、免許証の有効期間内に更新を受けなかつた者で、その者の免許証の効力を失つた日から起算して、

6ヶ月以内（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1ヶ月以内）

に運転免許試験を申請された方は、

運転免許試験のうち学科試験と技能試験が免除となる特例措置（特定失効手続）

を受けることができます。

※ 詳細は下記の【制度1】を参照にしてください。

失効後3年を超えると、いかなる理由があつても特例措置（特定失効手続）を受けることはできません。

なお、運転免許証の失効後3年を超える場合でも、

外国の行政庁が発給する免許をお持ちの方が、日本の運転免許を取得する際、日本国内で運転することに支障がないと審査で確認できた場合に限り、試験の一部（学科試験及び技能試験）が免除

されます。

※ 詳細は下記の【制度2】を参照してください。

以上のおおりに、運転免許証の失効後の経過期間や外国免許を持っているか、帰省の期間などにより、免許失効後の手続きが異なりますので、帰国後、早急に香川県運転免許センターに電話でお問い合わせください。

### 【制度1】

運転免許証の失効に『やむを得ない理由』がある方の運転免許試験の一部免除特例措置（「特定失効」といいます。）

帰国したくても帰国できない『やむを得ない理由』がある方は、免許効力を失つた日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該理由が消滅した日（帰国した日）から1ヶ月を経過しないものは、運転免許試験のうち、学

科試験と技能試験が免除（適性試験のみで免許を再取得）される特例措置（特定失効手続）を受けることができます。

○ 受付時間

月から金曜日（祝休日・年末年始を除く）の午後 1 時 00 分から午後 1 時 30 分

※ 申請書の書き方をご案内いたしますので、午後 0 時 30 分から午後 1 時までの間に、総合案内窓口へお越しください。）

○ 手続場所

香川県運転免許センター

総合案内受付（高松市郷東町）

○ 準備していただくもの

- ・ 運転免許証【失効した日本国の運転免許証】
- ・ 本籍地の記載された住民票

または、

運転免許証の住所を設定するために必要な書類（日本国内に住所がない場合）

- (1) 日本に住所がないことを示す附票（本籍地の役所でご確認下さい。）
- (2) 仮に住所を設定（香川県で手続きする場合は、香川県内）しようとする住所地の親族等の住民票
- (3) 親族等との続柄を示す戸籍謄本

の 3 点

- ・ 本人確認書類【健康保険証・パスポートなど】
- ・ 写真 1 枚【縦 3 cm、横 2. 4cm、無帽、無背景、上 3 分身で申請前 6 ヶ月以内に撮影したもの】
- ・ 更新できなかったやむを得ない理由を証明する書類
  - (1) パスポート（日本の出入国スタンプがあるもの）
  - (2) 出入国記録証明（パスポートに日本の出入国スタンプがない場合）

※ 出入国在留管理庁総務課

情報システム管理室出入国情報開示係

電話：03-5363-3005

へご確認ください。

(3) 在外公館が発行する在留証明と入国スタンプのあるパスポート

のうち、何れか 1 点

- ・ 手数料【免許交付手数料 2, 050 円、試験手数料 1, 900 円（免許種別毎に必要）及び併記免許交付手数料 200 円（免種が 2 以上の場合 2 種目から必要）、講習手数料（最大）1, 350 円】

※ なお、来訪後に申請書の作成要領をご案内いたしますので、少し早めの午後 0 時 30 分から午後 1 時までの間にお越しただけたらと存じま

す。

○ 交付時間

受講しなければならない講習の種類により、交付時間は異なりますが、申請した当日の午後5時までには交付することが可能です。

運転免許の特定失効手続は、日本国に帰国後1ヶ月以内（理由が止んでから1ヶ月以内）に、香川県運転免許センターに申請する必要がありますので、帰国された際は、早急に下記の連絡先にお電話していただきますようお願いいたします。

**【制度2】**

外国の行政庁が発行する免許証を有する方の運転免許試験の一部免除（「外免切替」といいます。）

外国の行政庁が発行する免許証を有する方が、運転免許試験を受験して日本国の運転免許証を取得する場合の手続きは次のとおりです。

1 審査に必要な書類の準備

（準備する必要がある書類）

- (1) 有効期間内の外国免許証
- (2) 過去に日本の免許を持っていた場合は、有効期間の切れた日本の運転免許証
- (3) 外国免許証の翻訳文（J A F 又は免許発給国の領事機関で翻訳したものに限り）
- (4) 外国免許証を取得後、3ヶ月以上免許発給国に滞在していたことを証明する書類（パスポート等（パスポートには免許発給国の入出国の日付が確認できるスタンプが必要です。))
- (5) 国籍記載の住民票または本籍地の記載されている住民票（住所は香川県内に限る）

または、

運転免許証の住所を設定するために必要な書類（日本国内に住所がない場合）

- ・ 日本に住所がないことを示す附票（本籍地の役所でご確認下さい。）
- ・ 仮に住所を設定（香川県で手続きする場合は、香川県内）しようとする住所地の親族等の住民票
- ・ 親族等との続柄を示す戸籍謄本

の3点

2 香川県運転免許センターでの審査

- (1) 電話で事前審査の予約をしてください。

なお、予約できる事前審査の日は、現在1ヶ月程度先となっております。

香川県運転免許センター 試験係 087-881-0645

平日（祝休日・年末年始を除く）午後4時から午後5時まで

(2) 指定した日時に、保有している外国の行政庁が発行した免許証の確認をさせていただきます。

(3) 事前審査（書面審査）の結果、申請を受理できる方について、日本国で自動車を運転するために必要な知識及び技能の確認と適性試験を実施します。

事前審査（書面審査）の結果を連絡させていただいた際に、知識及び技能の確認と適性試験の日を予約いただきます。

この予約ができる日も1ヶ月程度先となっています。

(4) 知識及び技能の確認並びに適性試験は1日で行います。

知識及び技能の確認において不合格となった方で、知識及び技能の確認を再度希望される方は、次回の知識及び技能の確認及び適性試験日を予約する必要があります。

お手続について不明な点等がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

**【問合せ先】**

香川県運転免許センター

試験係

087-881-0645